

三重風水害等 対策アクションプログラム

(案)

平成22年3月

三 重 県

目 次

第1編

第1 三重風水害等対策アクションプログラム策定の背景	1
1. 風水害等をめぐる近年の状況.....	1
2. 風水害等対策及び県民の防災意識の現状.....	11
3. 避難行動の重要性.....	14
4. 風水害等対策の課題.....	15
第2 三重風水害等対策アクションプログラムの基本的な考え方	18
1. 目的.....	18
2. 基本理念.....	18
3. 基本方針.....	19
4. 基本理念・基本方針の実現に向けた取組方針.....	19
5. 計画期間.....	21
6. 数値目標.....	21
7. 推進体制.....	21
第3 三重風水害等対策アクションプログラムの目標と施策の体系	23
1. 目標.....	23
2. 施策の体系.....	24

第2編

第1 三重風水害等対策アクションプログラムの項目	32
第2 具体的なアクションの進め方	33
第3 三重風水害等対策アクションプログラム	34
I 防災文化の醸成	
1. 防災知識の普及啓発	
施策項目(1) 県民への普及啓発の充実.....	35
2. 地域を守る人づくり	
施策項目(2) 防災教育の推進.....	37
施策項目(3) 防災に関する人材の育成.....	38
3. 地域防災力の向上	
施策項目(4) 地域防災活動の充実.....	39
施策項目(5) 企業防災力の向上.....	40
施策項目(6) ボランティア活動体制の整備.....	42
施策項目(7) 防災訓練の実施.....	43

II 被害の軽減（減災）	
4. 情報提供体制等の整備	
施策項目(8) 情報通信基盤の整備	45
施策項目(9) 情報収集・集約体制の整備	46
施策項目(10) 情報提供体制の整備	47
5. 避難対策等の強化	
施策項目(11) 地形等災害関連情報の整備	48
施策項目(12) 避難施設等の整備	49
施策項目(13) 避難誘導體制の整備	50
施策項目(14) 災害時要援護者対策の推進	51
6. 風水害等に強い地域づくり	
施策項目(15) 適正な森林管理の推進	52
施策項目(16) 風水害等対策の施設整備	53
施策項目(17) 災害に強いまちづくりの推進	54
施策項目(18) 孤立地区対策の推進	55
7. 防災体制の強化	
施策項目(19) 風水害等対策の推進体制の整備	56
施策項目(20) 防災関係機関との連携	57
施策項目(21) 広域連携の体制整備	58
III 応急体制及び復旧体制の確立	
8. 応急体制の強化	
施策項目(22) 災害対策本部機能の充実	59
施策項目(23) 市町防災力の向上	61
施策項目(24) 緊急輸送等の体制整備	63
施策項目(25) 医療救護体制の整備	64
9. 生活安定対策の強化	
施策項目(26) 早期復旧体制の整備	65
施策項目(27) 廃棄物処理体制の整備	66
10. 被災者支援対策の強化	
施策項目(28) 心のケア等被災者の健康管理の推進	66
施策項目(29) 被災者支援体制の整備	67
施策項目(30) 復興体制の検討	67

資料編

第1 三重風水害等対策アクションプログラムの検討の流れ	68
第2 三重風水害等対策アクションプログラムと諸計画との関係	69
第3 風水害等対策についてのアンケート調査	70
第4 進行管理シート	74
第5 用語解説集	77
第6 三重風水害等対策アクションプログラム検討専門部会委員名簿	91

第1編

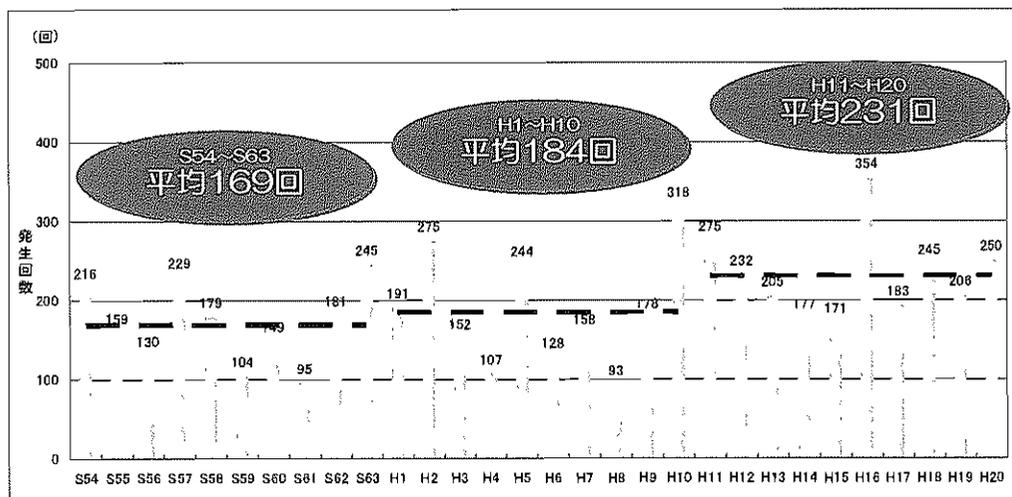
第1 三重風水害等対策アクションプログラム策定の背景

1. 風水害等をめぐる近年の状況

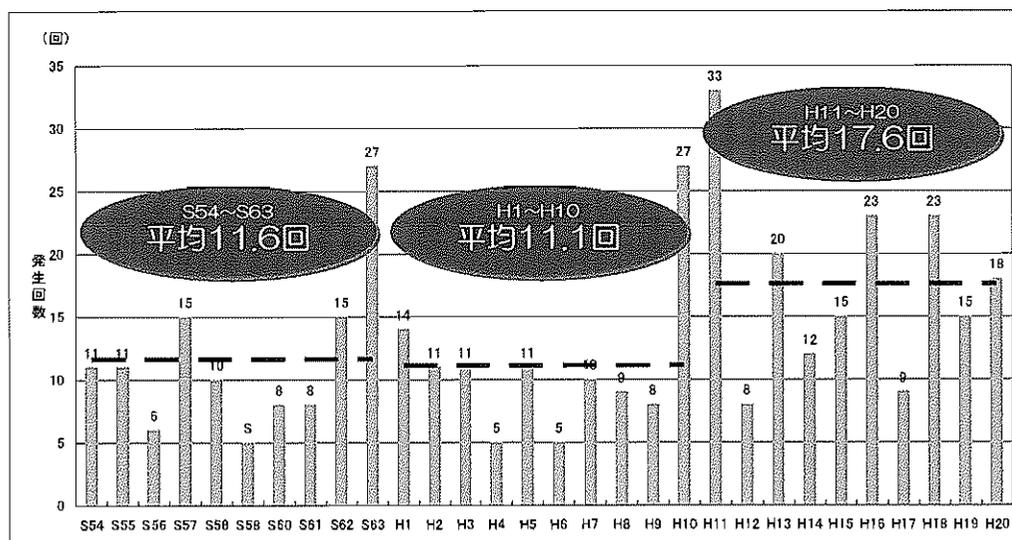
(1) 全国的な風水害等の状況

① 局地的大雨の発生傾向

全国の局地的大雨の年間発生回数は、図1のとおりです。「非常に激しい雨（1時間に50mm以上80mm未満の雨）」と「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」を合わせた降雨の発生回数をみると、最近10年間（平成11年から20年）は30年前の10年間（昭和54年から63年）に対して約1.4倍に増加しています。さらに、「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数は約1.5倍に増加しています。



1時間降水量50mm以上の年間発生回数（1000地点あたり）



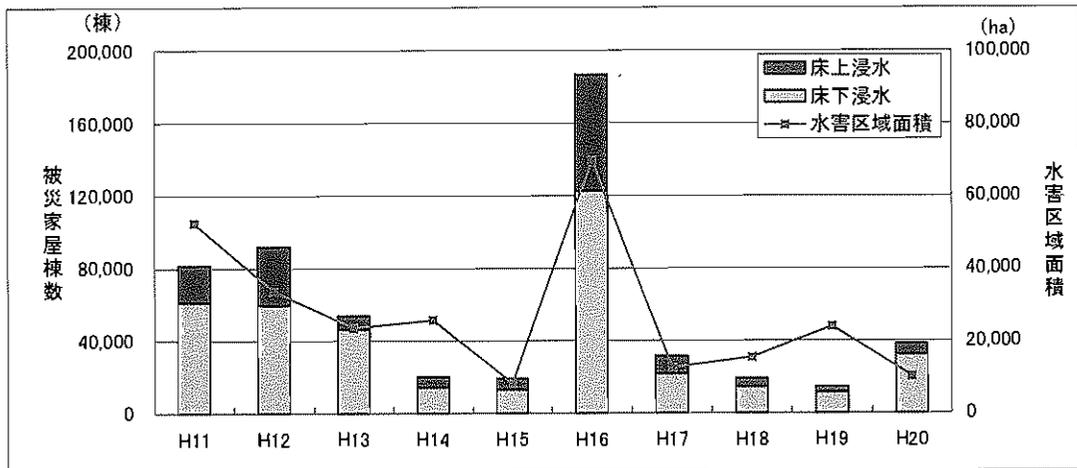
1時間降水量80mm以上の年間発生回数（1000地点あたり）

（気象庁「気候変動監視レポート2008」を基に作成）

【図1 全国の1時間降水量50mm以上、80mm以上の年間発生回数】

② 洪水災害の状況

最近10年間（平成11年から20年）の全国における洪水災害による被害状況は、図2のとおりです。平成16年には、梅雨前線の影響により福島、新潟、福井などに甚大な被害をもたらすとともに、過去最高の10個の台風が上陸し、北海道、三重、京都、山口、愛媛などに集中豪雨をもたらし、甚大な被害をもたらしました。

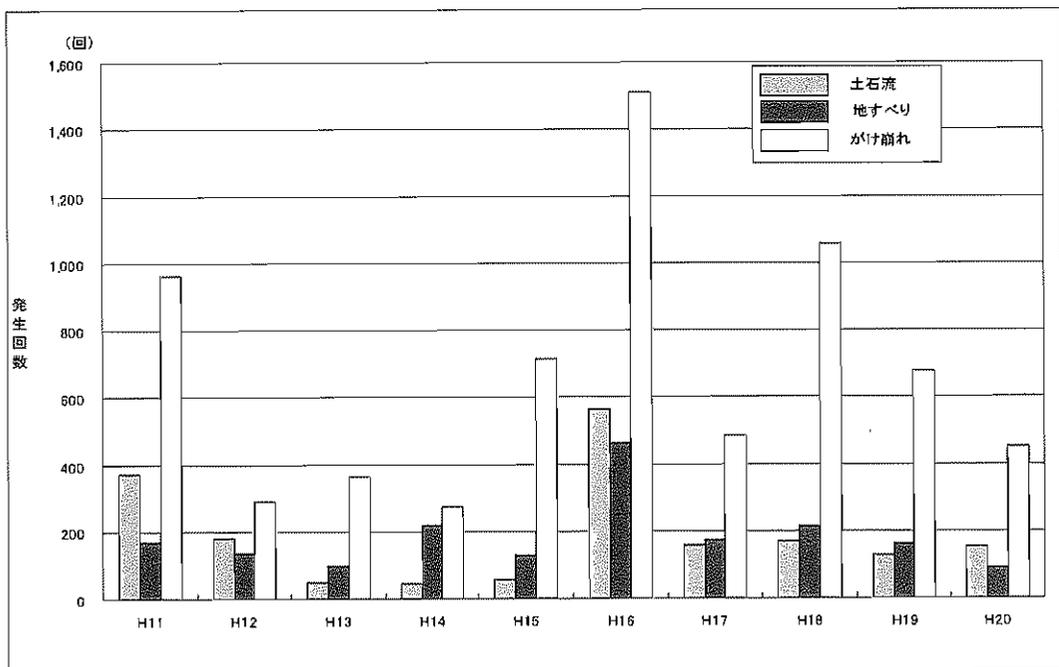


（国土交通省「水害統計」を基に作成）

【図2 全国の最近10年間の洪水災害による被害状況（平成11年～20年）】

③ 土砂災害の状況

最近10年間（平成11年から20年）の全国における土砂災害発生状況は、図3のとおりです。平成16年には、多くの土砂災害が発生しました。



（国土交通省「土砂災害記録」を基に作成）

【図3 全国の最近10年間の土砂災害の年間発生回数（平成11年～20年）】

④ 高潮災害の状況

全国における主な高潮災害は、表1のとおりです。海岸整備が推進された結果もあって、昭和40年代以降、大規模な高潮災害は少なくなっています。

しかし、日本列島は台風の常襲地帯であることに加え、近年の気候変動による台風の強大化なども想定され、高潮災害の発生が懸念されます。

【表1 全国の主な高潮災害】

発生年月日	主な原因	主な被害 区域	最高潮位 (T.P.*m)	死者・行方 不明者(人)	全壊・半壊 (戸)
大正6年10月1日	台風	東京湾	3.0	1,324	55,733
昭和9年9月21日	室戸台風	大阪湾	3.1	3,036	88,046
昭和17年8月27日	台風	周防灘	3.3	1,158	99,769
昭和20年9月17日	枕崎台風	九州南部	2.6	3,122	113,438
昭和25年9月3日	ジェーン 台風	大阪湾	2.7	534	118,854
昭和34年9月26日	伊勢湾台風	伊勢湾	3.9	5,098	151,973
昭和36年9月16日	第2室戸台風	大阪湾	3.0	200	54,246
昭和45年8月21日	台風第10号	土佐湾	3.1	13	4,439
昭和60年8月30日	台風第13号	有明海	3.3	3	589
平成11年9月24日	台風第18号	八代海	4.5	13	845
平成16年8月30日	台風第16号	瀬戸内海	2.7	3	11

(内閣府「風水害等対策パンフレット(高潮災害とその対応
～高潮による災害を未然に防ぐために～)」を基に作成)

* 死者・行方不明者(人)、全壊・半壊(戸)は、高潮以外によるものも含む

※ T.P.: 東京湾平均海面を表します

⑤ その他の風水害等の状況

洪水災害、土砂災害、高潮災害の他に、強風や竜巻による風害、落雷による被害なども生じており、今後もこれらによる災害の発生が懸念されます。

⑥ 人的被害の状況

最近10年間（平成11年から20年）の全国における風水害等による人的被害は、表2のとおりです。近年は、局地的かつ短時間での激しい降雨の増加や、台風などの影響により、全国各地で風水害等による人的被害が毎年発生しています。

【表2 全国の最近10年間の風水害等による死者・行方不明者の状況
（平成11年～20年）】

項目 年	死者・行方 不明者（人）	主な災害
平成11年	141	梅雨前線、低気圧（福岡県、広島県など）
平成12年	77	停滞前線、台風第14号（愛知県など）
平成13年	88	台風第15号（群馬県、長野県など）
平成14年	48	8月10日大雨（広島県など）
平成15年	60	前線、低気圧（熊本県など） 台風第10号（北海道、岡山県など）
平成16年	259	平成16年7月新潟・福島豪雨 平成16年7月福井豪雨 台風第18号（北海道、山口県など） 台風第21号、秋雨前線（三重県、愛媛県など） 台風第23号、前線（京都府、兵庫県など）
平成17年	147	台風第14号、前線（宮崎県、鹿児島県など）
平成18年	177	平成18年7月豪雨（長野県など）
平成19年	25	台風第4号と梅雨前線による大雨と暴風 （鹿児島県など）
平成20年	22	大気の状態不安定による大雨と突風 （兵庫県など）

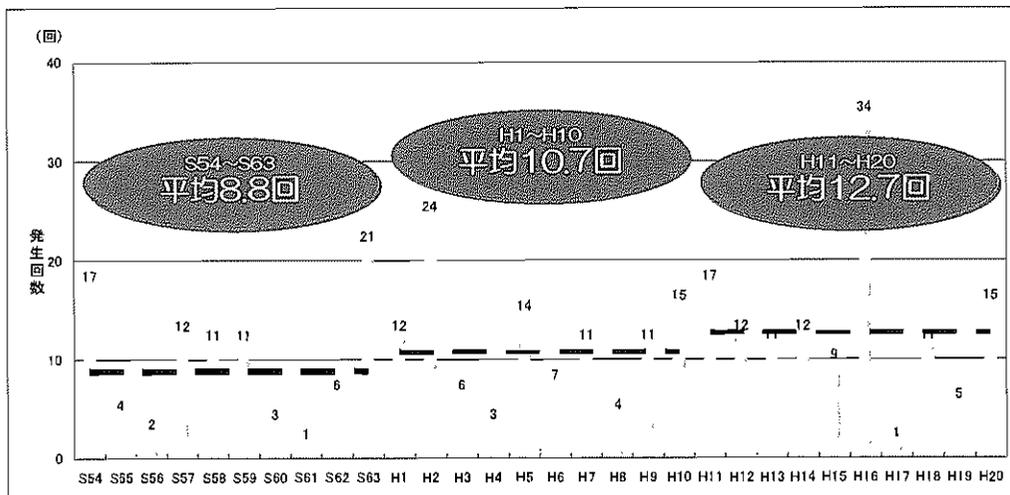
（消防庁「平成21年版消防白書」を基に作成）

(2) 三重県における風水害等の状況

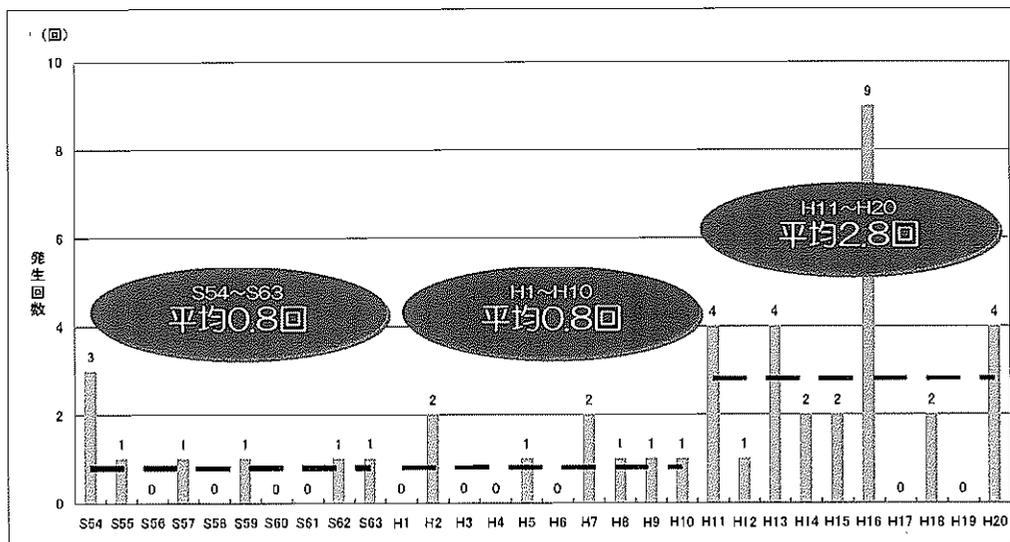
① 局地的大雨の発生傾向

全国的に局地的大雨の発生回数が増加していますが、図4のとおり三重県においても増加傾向にあります。三重県が位置する紀伊半島は、我が国でも有数の台風の通り道となっており、昭和34年の伊勢湾台風など、これまで幾度となく台風に伴う大雨や高潮によって甚大な被害を受けてきました。

「非常に激しい雨（1時間に50mm以上80mm未満の雨）」と「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」を合わせた降雨の発生回数をみると、最近10年間（平成11年から20年）は30年前の10年間（昭和54年から63年）に対して約1.4倍に増加しています。さらに、「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の回数は約3.5倍に増加しています。



1時間降水量50mm以上の年間発生回数 (20地点あたり)



1時間降水量80mm以上の年間発生回数 (20地点あたり)

(気象庁ホームページの観測データを基に作成)

【図4 三重県内の1時間降水量50mm以上、80mm以上の年間発生回数】

② 洪水災害の状況

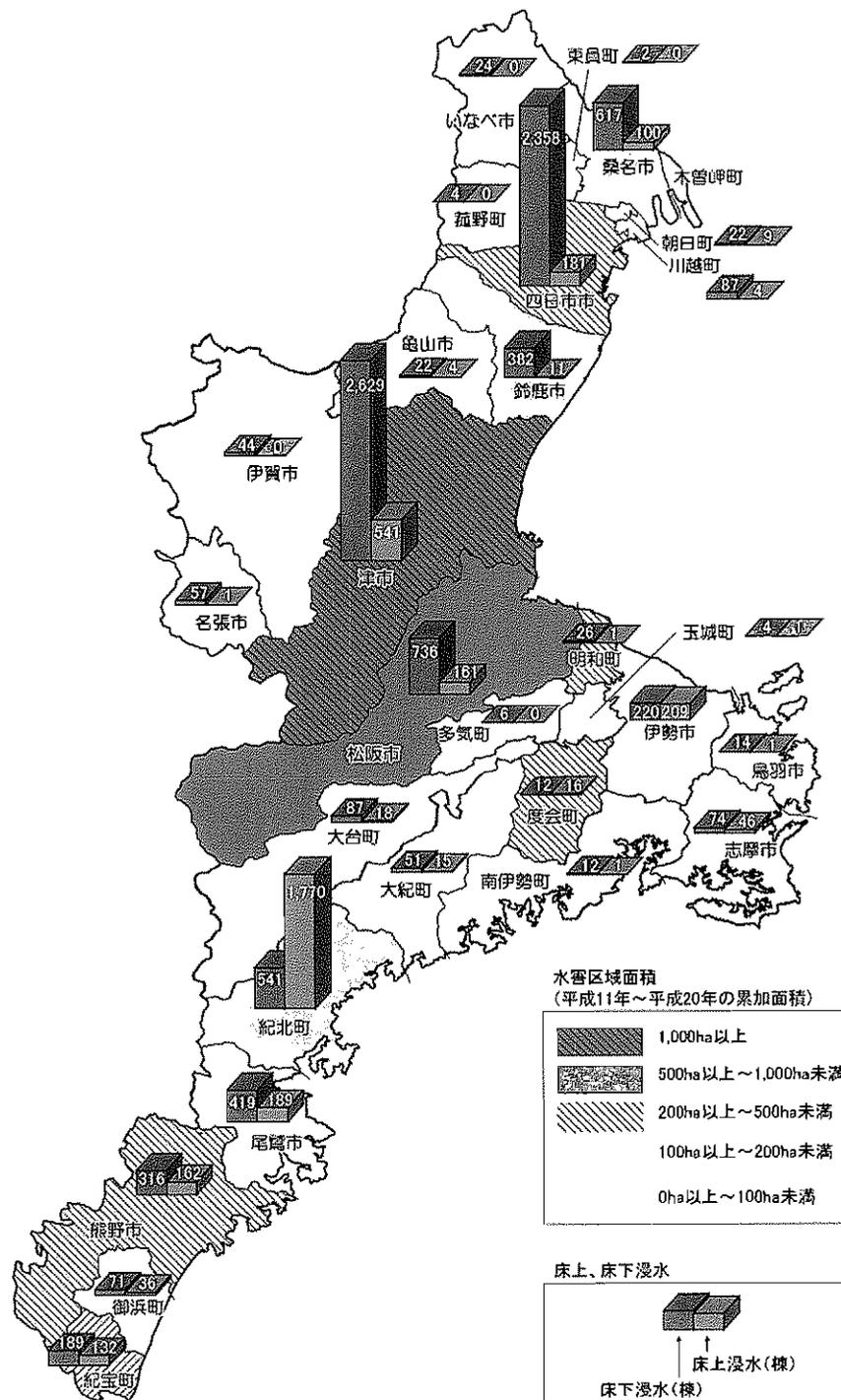
最近10年間（平成11年から20年）の三重県内の洪水災害による被害状況は、表3のとおりです。平成16年9月には、台風第21号、秋雨前線により、浸水家屋数が6,000棟を超える甚大な洪水災害が発生しました。当時の津市では、1,652棟の床下浸水、451棟の床上浸水、5,077haの水害区域面積、当時の紀伊長島町・海山町（現紀北町）では、合わせて183棟の床下浸水、1,758棟の床上浸水、127haの水害区域面積となる被害をもたらしました。

なお、最近10年間（平成11年から20年）の市町別の洪水災害の状況は、図5のとおりです。

【表3 三重県内の最近10年間の主な洪水災害の被害状況(平成11年～20年)】

災害発生日	災害種別	床下浸水 (棟)	床上浸水 (棟)	水害区域 面積(ha)
平成12年9月10日～14日	秋雨前線、台風第14号	3,064	319	613.9
平成13年8月20日～22日	台風第11号	109	65	686.8
平成13年9月30日～10月1日	低気圧	487	241	124.9
平成13年10月10日～11日	低気圧	182	13	20.6
平成14年9月27日～28日	低気圧	69	10	0.7
平成16年9月29日～30日	台風第21号、秋雨前線	3,459	2,690	5494.9

(国土交通省「水害統計」及び「消防防災年報(三重県)」を基に作成)



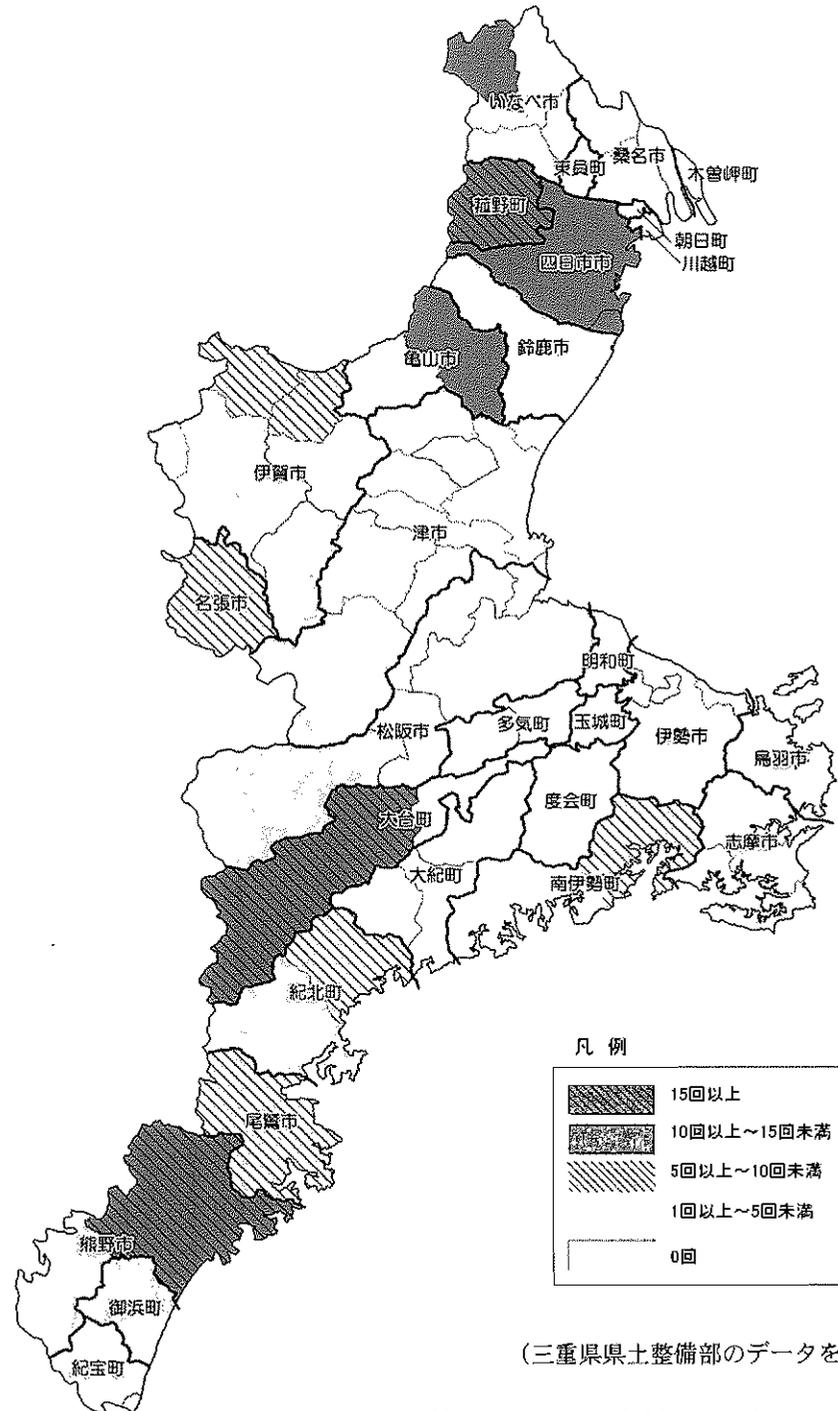
(国土交通省「水害統計」及び「消防防災年報(三重県)」を基に作成)

* 水害統計データは現在の29市町単位での公表となっているため、図6のように旧69市町村で分類はできません

【図5 三重県内の最近10年間の洪水災害による市町別被害状況(平成11年～20年)】

③ 土砂災害の状況

最近10年間（平成11年から20年）の三重県内の市町別土砂災害発生状況は、図6のとおりです。この10年間に、大小含め638回の土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生しています。平成16年9月の台風第21号、秋雨前線により、当時の宮川村（現 大台町）で大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。



* 図中の細かい実線は、旧69市町村(2003年11月までの)の旧行政界を表します

【図6 三重県内の最近10年間の土石流・地すべり・がけ崩れ市町別発生状況（平成11年～20年）】

④ 高潮災害の状況

三重県では、昭和34年9月の伊勢湾台風の後、大きな高潮災害は発生していません。しかし全国に目を向けると、表1のとおり、平成11年に八代海沿岸で、平成16年に瀬戸内海沿岸で、高潮災害が発生しました。高潮災害は頻繁に起きるものではありませんが、発生すると大きな被害をもたらすおそれがあります。

三重県においても、台風の強大化などの影響により、高潮災害の発生が懸念されます。

⑤ その他の風水害等の状況

平成20年10月24日に、志摩市で竜巻と推定される突風が発生しており、強風や竜巻による風害や雷による被害なども懸念されます。

⑥ 人的被害の状況

最近10年間（平成11年から20年）の三重県内の主な人的被害の状況は、表4のとおりです。平成16年9月の台風第21号、秋雨前線により、当時の宮川村（現 大台町）、海山町（現 紀北町）において死者・行方不明者10人となった土砂災害や洪水災害が発生しました。

【表4 三重県内の最近10年間の風水害等による死者・行方不明者の状況
（平成11年～20年）】

災害発生日	災害種別	死者・行方不明者（人）
平成12年9月10日～14日	秋雨前線、台風第14号	1
平成13年8月20日～22日	台風第11号	1
平成16年9月29日～30日	台風第21号、秋雨前線	10

（三重県「平成21年版 三重県地域防災計画 添付資料編」を基に作成）

(3) 局地的大雨などによる人的被害の傾向

近年の局地的大雨などによる人的被害について、次のような傾向・分析*がなされています。

① 犠牲者の年代別分類

年代別で分類すると、65歳以上が57.3%を占めています。平成17年国勢調査では65歳以上人口の比率は全人口の20.1%であることと比較すると、犠牲者全体に占める65歳以上の高齢者の割合は極めて高いと言えます。

・犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者

② 犠牲者の被災場所

災害原因別に見ると、洪水災害では76.4%が屋外、土砂災害では85.7%が屋内となっており、被災場所が全く異なっています。屋外で被害に遭う原因は多様ですが、屋内の場合は、何らかの形で逃げ遅れた結果である可能性が高くなっています。

・洪水災害：約8割が屋外で被災
・土砂災害：約9割が屋内で被災

③ 犠牲者の被災原因

被災原因を見ると、犠牲者の約23.3%は、田や用水路の見回り中に水路に転落するなどの事故型被災であり、それらの犠牲者の数は決して少なくありません。

・犠牲者の約2割は自ら危険箇所に近づいた事故型

④ 犠牲者の避難行動

避難行動を見ると、避難行動を取っていた形跡のない人が80.5%となっています。

・災害による犠牲者のうち、約8割の人が避難行動なし

* ここでいう「犠牲者」とは、死者・行方不明者を指します。

※ 参考文献：牛山素行：2004～2007年の豪雨災害による人的被害の原因分析，河川技術論文集，第14巻，pp.175-180，2008。

2. 風水害等対策及び県民の防災意識の現状

(1) 風水害等対策の状況

① ソフト対策

三重県の風水害等に関する主なソフト対策の進捗状況は、表5のとおりです。河川の水位情報、気象情報などの適切な周知や、防災活動の啓発などのソフト対策は、市町と連携して進めています。

このような対策は、地域の特性に合わせて継続して取り組むことが求められます。

【表5 主なソフト対策の進捗状況】

	事業名	事業概要	目標項目	実績値 (平成18年度末)	実績値 (平成20年度末)	目標値 (平成22年度末)
洪水対策	緊急河川ソフト対策事業	洪水に対する各種ソフト対策の実施	ハザードマップ作成市町数(累計) (対象:県内全29市町)	11市町	17市町	25市町
			水位観測所設置箇所数(累計) (対象:113箇所(66河川))	94箇所	103箇所	103箇所
	洪水防止対策の推進	浸水想定区域図の作成	浸水想定区域図作成河川数(累計) (対象:101河川)	42河川	58河川	64河川
土砂災害対策	緊急砂防ソフト対策事業	土砂災害に対する各種ソフト対策の実施	特別警戒区域の指定箇所数(累計)	-	194箇所	419箇所
	土砂災害対策の推進	土砂災害に関する情報共有の推進	土砂災害情報共有率 [※]	70.8%	85.8%	95.0%
共通対策	県民への普及啓発	マスメディアを活用した啓発	防災に関して「自助」の取組を行っている県民の割合 (対象:防災に関する県民意識調査の回答者数)	39%	43.3%	50%
		パンフレット・防災マップによる啓発				50%
	防災教育の推進	公立学校における防災教育の実施	防災教育推進校指定校数(累計) (目標:年間20校)	102校	152校	182校
		私立学校における防災教育・研修の実施	防災教育・研修実施校数(累計) (対象:県内全29校)	14校	28校	29校
	自主防災組織などの充実強化	自主防災組織による防災訓練・研修の企画・実施	自主防災組織訓練等実施率 [※] (目標:4年で約10%向上)	75.4%	79.3%	85%
		自主防災組織リーダーなどの人材育成	受講者数(累計) (年間目標1000人)	4,809人	7,576人	8,800人
	防災に関する人材の育成	消防職員、消防団員の訓練の充実	消防学校教育修了者数(累計) (目標:1700人/年)	13,021人	18,573人	19,800人
		自治体職員の防災研修	受講者数(累計) (目標:150人/年)	657人	1,139人	1,300人
	災害時要援護者対策	地域住民による災害時要援護者対策の取組促進	災害時要援護者対策推進計画策定市町数(累計) (対象:県内全29市町)	-	21市町	29市町
			研修会実施回数(目標:年1回)	-	1回/年	1回/年
福祉避難所の整備促進		福祉避難所整備・指定市町数(累計) (対象:県内全29市町)	10市町	13市町	19市町	
孤立地区対策	孤立地区対策の促進	孤立対策推進計画策定市町数(累計) (対象:県内21市町)	-	12市町	21市町	

* 実績値、目標値については、県民しあわせプラン第二次戦略計画、第2次三重地震対策アクションプログラムなどに記載されている数値です

※ 詳細については「資料編 第5 用語解説集」に記載しています

② ハード対策（施設整備）

三重県の風水害等に対する主なハード対策の進捗状況は、表6のとおりです。ハード対策は、三重県河川整備戦略、三重県海岸整備アクションプログラム、三重の森林づくり基本計画などそれぞれの計画に従って着実に進めています。

このような対策は、被害を軽減（減災）する基本的な対策ですが、多くの時間と費用を要するため、短期間で飛躍的に進めることは困難です。

【表6 主なハード対策の進捗状況】

	事業名	事業概要	目標項目	実績値 (平成18年度末)	実績値 (平成20年度末)	目標値 (平成22年度末)
洪水対策	洪水防止対策の推進	河川整備の実施	河川整備率 [※]	37.4%	38.5%	38.7%
	湛水防除事業	排水機場・樋門・排水路などの整備	湛水防止安全度 (対象：84箇所)	73.8%	78.5%	81.0%
土砂災害対策	森林の整備	多様な森林づくりの推進、災害に強い森林づくりの実施	間伐の実施面積（単年度） (目標：8,000ha/年)	7,452ha/年	9,167ha/年	8,000ha/年
	土砂災害対策の推進	土砂災害対策施設の整備	土砂災害保全率 [※]	24.4%	25.2%	25.6%
高潮対策	ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業	高潮対策事業の実施	整備延長 (対象：伊勢湾沿岸におけるゼロメートル地帯の高潮対策対象地区のうち、特に緊急性を有する箇所)	—	0m	720m
	高潮災害対策	海岸整備の実施	海岸整備率 [※]	63.6%	64.8%	65.6%
共通対策	避難所の整備・周知	避難路の整備	農道整備率（県施工） (対象：23.1km)	41%	77.9%	100%
			漁港関連道整備率 (県施工) (対象：2.86km)	35%	35%	51%
	災害対策本部機能の充実強化	広域防災拠点の整備	整備済地域数（累計） (対象：県内全5地域)	1地域	2地域	3地域
	緊急輸送体制等の強化	緊急輸送道路の整備	整備率（広域道路など） (対象：43.0km)	77%	83%	100%
整備率（一部の国道、県道など） (対象：91路線)			87.9%	89%	91%	

* 実績値、目標値については、県民しあわせプラン第二次戦略計画、第2次三重地震対策アクションプログラムなどに記載されている数値です

※ 詳細については「資料編 第5 用語解説集」に記載しています

(2) 県民の防災意識（アンケート調査結果）

三重県では、平成14年度から地震対策にかかる項目を中心に「防災に関する県民意識調査（アンケート調査）」を実施しています。

平成21年度は、風水害等に関する項目を新たに設定し、県民の防災意識、避難行動などについても調査を実施しました（対象者：県内全市町の20歳以上から無作為抽出の5,000人、回収率：54.6%）。

風水害等に関する主な調査結果は次のとおりです。

① 風水害等への関心と行動

「風水害等について関心がありますか」との問いに「非常に関心がある」または「多少関心がある」との回答は、81.3%となっています。

一方、「あなたが住んでいる地域は風水害等から安全ですか」との問いに「安全だと思う」または「まあ安全だと思う」との回答は、60.9%となっています。

こうした調査結果から、県民は風水害等への関心はあるものの、災害に対する危機意識が低い傾向を示しており、必ずしも避難行動が迅速にとられないことが危惧されます。

② 台風時等の避難行動について

「あなたは、台風時等にどの段階で避難しますか」との問いに「『避難準備（要援護者避難）情報』・『避難勧告』の発表を知ったとき」または「『避難指示』の発表を知ったとき」との回答は、53.9%と半数を超えています。

一方、「『避難準備（要援護者避難）情報』・『避難勧告』、『避難指示』の発表前で、自ら危険を感じたとき」との回答は、23.2%となっています。

こうした調査結果から、県民自らが避難することの重要性を理解するとともに、市町においても避難勧告・指示などの判断基準を速やかに策定することが必要であると考えられます。

③ 住民と行政の役割分担

「あなたは防災対策における役割についてどう思いますか」との問いに「住民が中心となるべき」または「どちらかといえば住民が中心となるべき」との回答は、32.7%となっています。

一方、「行政が中心となるべき」または「どちらかといえば行政が中心となるべき」との回答は、57.8%となっています。

こうした調査結果から、行政が中心となるべきと考える人（「行政が中心となるべき」または「どちらかといえば行政が中心となるべき」）が依然として半数を超えていることから、災害時に被害を最小限に抑えるための「自助」「共助」の取組をより一層、強化・促進していくことが必要であると考えられます。

3. 避難行動の重要性

風水害等による人的被害を軽減（減災）するには、雨の降り始めから災害が発生するまでの時間や、台風が接近するまでの間に避難行動を終えることが重要です。

以下に示すのは、明治以降風水害等では最多の死者を出した伊勢湾台風による災害時に、町中の大半が浸水しながらも1人の死者も出さなかった当時の楠町（現 四日市市）の事例です。

- ①過去（昭和28年）の被災経験を教訓としたこと
- ②町中が危険な状況になる前に避難を終えたこと（住民の速やかな避難）
- ③日頃からのコミュニティの信頼関係があり、地域ぐるみで避難したことが一人の死者も出さなかった要因であると言えます。

【早期避難の実施により死者を出さなかった事例（伊勢湾台風時）】

明治以降最多となる5,098人に及ぶ死者を出した伊勢湾台風による災害では、村民の1割を超える328人に及ぶ犠牲者を出した地域もありますが、三重郡楠町（現 四日市市）のように、町中の大半が浸水しながらも1人の死者も出さなかった町がありました。この大きな違いは、適切な避難行動の実施によるところが大きいと考えられます。当時を振り返ると次のとおりです。

楠町の当時の助役は、「堤防は切れるもの。だから逃げることを考えねば……」という信念のもとに、平素から町民に対して避難と水防の説明・訓練に努め、さらに昭和28年の台風第13号の教訓を生かして、堤防を補強していました。

楠町は台風の接近を前に25日（昭和34年9月）から観測体制を強化、自前の観測データのほか1時間ごとに四日市港務局と連絡を取って潮位の変化に注目しました。26日は午前9時、町議会を召集して水防体制と避難措置を協議、「台風15号は昭和28年の台風13号同様洪水の危険が大きく大被害が予想される」として2,500人の水防団・消防団に待機出動を指示しました。同時に水防団員がそれぞれの地区の住民に危険を知らせ回り、午後1時にはまず海岸近くに住む90世帯に立退き避難を指示、それ以外の地区も午後4時までに消防車のサイレンや火の見やぐらの早鐘で避難を指示しました。その結果、老人や女性、子ども達2,343人が2～3日分の食料や毛布、ろうそく、ランプなどを携行して学校や公民館など所定の8箇所の避難場所に避難しました。

この楠町の「自助」「共助」「公助」の取組により実現された貴重な事例を、教訓として継承していくとともに、対策に生かしていくことが必要です。

（「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書（平成20年3月）」を基に作成）

4. 風水害等対策の課題

三重県における風水害等対策の主な課題としては次のものが考えられ、これらを考慮して、風水害等対策を推進していく必要があります。

(1) 防災知識の普及啓発

- ・ 人的被害を無くすためには、早期避難などの「自助」「共助」の取組が重要であり、啓発活動を一層充実していく必要があります。
- ・ 災害が発生した場合には、行政が行う対応には限界があります。あらかじめ「自ら」が行うこと、「地域」で行うこと、「行政」が行うことを確認しておく必要があります。

(2) 地域を守る人づくり

- ・ 災害による被害やおそろしさなどの意識が風化し、県民の防災意識の低下につながっています。災害の教訓を地域間・世代間で共有・継承し、家庭や地域の自主的な防災活動を活性化するため、防災教育を推進する必要があります。
- ・ 地域住民の安全を確保し、被害を最小限に抑えるよう地域の防災活動の中心となる人材を育成する必要があります。

(3) 地域防災力の向上

- ・ 地域防災力の低下が懸念されるため、世代間による地域の災害伝承を促進するなど、人と人とのつながりによりコミュニティの機能を高めていく必要があります。
- ・ 日頃から「どのような災害が発生したら、どのように対処するのか」という具体的なイメージを持つため、タウンウォッチングや避難訓練などを地域で行う必要があります。
- ・ 地域防災力の担い手として期待される企業の地域防災活動への参加を促進していく必要があります。
- ・ 大規模な災害が発生した場合、防災ボランティアによる活動が重要となります。ボランティア活動が円滑に実施される体制を整備していく必要があります。

(4) 情報提供体制等の整備

- ・ 災害の種類や天候に関わらず情報を伝達するには、多様な通信機器を整備するなど情報通信手段を確保する必要があります。
- ・ 災害の状況を適切に把握するためには、被災地への情報収集要員の派遣による情報収集体制の強化や防災情報システムの整備を進める必要があります。
- ・ 住民の安全な避難行動に資するためのわかりやすい防災情報をより迅速かつ確実に提供する必要があります。

(5) 避難対策等の強化

- ・ 危険でも利便性の高い所に住むのか、多少不便でも安全性の高い所に住むのかは、住民自らが判断すべき事です。住民自らがどこが危険であるかを把

握し、その危険に対して備えることができるよう地形等災害関連情報を整備、提供するとともに、避難路や避難施設について、地形等災害関連情報を考慮して整備する必要があります。

- ・ 気候変動などの影響により局地的大雨が多く発生する傾向にあるため、避難のあり方の検討を行い、この結果を、自主避難など住民の避難行動に結びつける必要があるほか、市町が発表する避難勧告、避難指示などへの対応についても住民に周知する必要があります。
- ・ 避難や情報収集に支援を要する高齢者や障がい者、外国人など災害時要援護者の視点に立った対策を推進する必要があります。

(6) 風水害等に強い地域づくり

- ・ 河川のはん濫の危険性が高い地域、土砂災害が発生する危険性が高い地域など、地域によって様々な特性があり、河川、砂防、海岸などの施設を着実に整備していくとともに、既存施設の維持管理を適切に行う必要があります。
- ・ 土地利用に関する法令などを的確に運用し、ライフライン施設の浸水被害対策の検討を行うなど、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。
- ・ 適正に整備された森林には、水源のかん養や土砂災害の防止などの機能があります。洪水災害や土砂災害を軽減（減災）するため、災害に強い森林づくりを行う必要があります。
- ・ 土砂災害などにより孤立する可能性がある地区に対して、情報通信手段や救援方法をあらかじめ確保しておくなど、対策を講じる必要があります。
- ・ ハード対策は、完成までに相当の期間を要することや近年特に想定を上回る降雨が増加していることから、ハード対策と併せてソフト対策を効果的に実施し、万一災害が発生した場合にあっては、命を落とさないように「自助」「共助」の取組を強化していく必要があります。

(7) 防災体制の強化

- ・ 風水害等対策を効果的かつ効率的に実施していくために、推進体制や仕組みを強化する必要があります。
- ・ 正確かつ迅速な情報の把握と、機動的な初動体制を確保するため、ライフライン関係機関など防災関係機関との連携を強化する必要があります。
- ・ 大規模な災害に備え、市町や県域を越えた広域的な連携体制を強化する必要があります。

(8) 応急体制の強化

- ・ 効果的な災害応急対策が行われるよう県や市町の災害対策本部機能を充実するとともに、地震災害と洪水災害が同時に発生するなどの複合型災害にも対応できる体制を整備していく必要があります。
- ・ 被害を最小限に抑えるためには、減災に向けた市町の初動対応が重要であり、市町の防災力を向上していく必要があります。

- ・ 災害時に、被災地への支援を迅速かつ効果的に行うために、緊急輸送などの体制を確保する必要があり、また緊急医療を迅速に行うために、医療救護体制を強化していく必要があります。

(9) 生活安定対策の強化

- ・ 水道施設などのライフラインは、住民生活に密接に関係しています。災害により甚大な被害を受けた場合、早期に復旧する体制を整備する必要があります。
- ・ 災害が発生した場合には、大量のがれきりやごみ、し尿などの災害廃棄物が発生し、円滑な復旧に支障をきたすおそれがあり、事前に対策を講じておく必要があります。

(10) 被災者支援対策の強化

- ・ 被災者は、長期の避難生活や将来の生活再建の不安などから、病気の発症や精神的ダメージを受けるおそれがあります。災害から立ち直り、元の生活を取り戻すために、心のケアなどの健康管理体制を整備する必要があります。
- ・ 生活基盤に被害を受けた被災者の救援、生活支援が迅速に行える支援体制を整備する必要があります。
- ・ 大規模な災害が発生した場合に備え、復興マニュアルの策定を検討しておく必要があります。

第2 三重風水害等対策アクションプログラムの基本的な考え方

1. 目的

近年、気候変動の影響や、都市化の進行による保水機能の低下などにより、雨の降り始めから短時間で災害が発生するなど、風水害等の発生形態に変化が見られるようになってきています。

こうした中、三重県では、地震対策については「第2次三重地震対策アクションプログラム（計画年度：平成19年度から22年度）」を策定しているのに対して、風水害等対策については、施設ごとのハード対策を中心とした計画（「河川整備戦略」「海岸整備アクションプログラム」「三重の森林づくり基本計画」など）は策定しているものの、横断的な計画は策定していませんでした。

このため、従来から行っていた風水害等に対する対策の総点検を行うとともに、近年の気候変動に対応した、風水害等に対するソフト対策とハード対策を計画的に推進するための行動計画を策定する必要があります。

「三重風水害等対策アクションプログラム」は、「三重県防災対策推進条例」に基づく行動計画であり、その基本理念に掲げるとおり、県民、自主防災組織、事業者及び行政などが、相互に連携を図りながら協力して、災害に強い県土づくりの実現を目指します。

2. 基本理念

災害から自らの身の安全を守る「自助」は防災の基本ですが、災害時要援護者の支援や孤立地区対策など、県民や地域による「共助」の重要性が高まっています。

三重県では、これまでに地震対策で育んだ「自助」「共助」「公助」の基本理念に基づき、平成21年3月に「三重県防災対策推進条例」を制定しています。「三重風水害等対策アクションプログラム」においても、この基本理念に基づき、それぞれの責務、役割を明確にした風水害等対策を進めていきます。

基 本 理 念

自 助

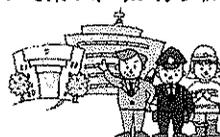
「自らの身の安全は自ら守る」
県民一人ひとりが自分の命や生活を守るための防災活動



みんなで力を合わせて 災害に強い地域づくりを!

公 助

「行政、防災関係機関が担う」
個人や地域では解決できない事項
について県や市町が行う取組



共 助

「自らの地域は皆で守る」
県民一人ひとりが隣人などと協力して行う防災活動



3. 基本方針

基本理念に加えて、近年の社会環境や気候変動、及び三重県における風水害等に関する現状と課題を踏まえ、風水害等対策の基本方針として次の6つを掲げて、実践的な風水害等対策を推進します。

【三重の風水害等対策の基本方針】

- その1. 次世代育成を意識した災害に強い人づくりを基本とする風水害等対策
- その2. 皆で災害に立ち向かう地域づくりを基本とする風水害等対策
- その3. 住民の避難行動に資するための情報発信を基本とする風水害等対策
- その4. 災害時要援護者や被災者の視点を基本とする風水害等対策
- その5. 気象条件や地理的条件など地域特性を基本とする風水害等対策
- その6. 既存施設の適切な維持管理と着実な施設整備の推進を基本とする風水害等対策

4. 基本理念・基本方針の実現に向けた取組方針

(1) 「文化力」を生かし「新しい時代の公」により進める風水害等対策

県民の皆さんが、自らの「安全・安心」を確保するために、正しい防災知識を身につけ、「自助」「共助」の活動がすべての家庭や地域において日常の活動として取り組まれている地域が、真に災害に強い地域であると考えています。

このため、人と人の絆、人と地域の絆を大切に考える考え方（文化力）に基づき、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティアなどの皆さんや、県、市町、防災関係機関が、それぞれの責務・役割に応じた防災対策を主体的に担い（新しい時代の公）、自立・持続可能な地域づくりを展開し、みえの防災文化が広がっている災害に強い県土づくりの実現を目指した風水害等対策を実施していきます。

(2) ソフト対策とハード対策を併せた風水害等対策

災害により甚大な被害を受けないためには、堤防などの施設整備とともに情報の伝達や住民の避難体制を整備するなどソフト対策を充実することが不可欠となっています。河川、海岸、砂防の施設整備などのハード対策は継続的に実施されていますが、整備には長期間を要すること、整備済みの区間、箇所であっても想定を超える力により、甚大な被害をもたらす可能性もあります。

このため、ハード対策を効果的かつ効率的に実施するとともに、ソフト対策を併せた風水害等対策を実施していきます。

(3) ソフト対策の取組方針

- ① 県民、自主防災組織、事業者、行政などがそれぞれの責務・役割に応じて、「自助」「共助」「公助」のソフト対策を推進していきます。
- ② 「県民一人ひとりの防災力」や「地域の防災力」を向上するため、「自助」「共助」の取組を軸とした対策を推進していきます。
- ③ 「自助」「共助」の取組が地域において自立・持続的に実施されるよう、体制の整備や仕組みを構築するなど、「公助」としてのソフト対策を推進していきます。
- ④ ハード対策は、整備に時間を要することから、避難情報の伝達や避難体制の整備などのソフト対策を充実させることが不可欠であり、その対策を推進していきます。
- ⑤ 地震災害と異なり、雨の降り始めから災害が発生するまでの時間や、台風が接近するまでの時間など、災害が発生するまでに一定の時間がある災害特性を考慮して、「早期の避難行動」が浸透する取組などを特に推進していきます。

(4) ハード対策（施設整備）の取組方針

行政が実施主体となるハード対策は、風水害等が発生したときに人的被害や経済被害を軽減（減災）する基本的な対策として、災害・地域特性を考慮して実施していきます。

① 洪水対策

三重県が管理する一級河川、二級河川では、堤防や護岸の整備、河川構造物の改築など、河川整備を進めており、非常に激しい降雨の目安とされている時間降水量 60mm（東紀州は 70mm）に対応できる河川整備を今後も目指していきます。

また、既存の河川施設の維持管理を適切に行うことにより、施設の機能低下を防止し、災害に対する安全性の向上を図ります。

さらに、農地の湛水防除事業や市町の雨水排水設備の整備を今後も推進していきます。

② 土砂災害対策

県内各地に土砂災害危険箇所が多数あることから、砂防えん堤や擁壁工の整備により土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害を未然に防止するための対策事業を今後も進めていきます。

また、既存の砂防施設などの維持管理を適切に行うことにより、施設の機能低下を防止し、災害に対する安全性の向上を図ります。

さらに、台風などの自然災害により山崩れを起こしている森林を復旧するなど、災害に強い森林づくりを今後も実施していきます。

③ 高潮災害対策

沿岸域住民の安全・安心を確保するため、防潮堤や護岸などの海岸保全施設の建設、改修などの整備を進めていきます。

また、既存の海岸保全施設の維持管理を適切に行うことにより、施設の機能低下を防止し、災害に対する安全性の向上を図ります。

5. 計画期間

「三重風水害等対策アクションプログラム」の計画期間は、平成22年度から26年度までとし、風水害等対策アクションを明記します。

すぐにでも実践すべきアクションについては、平成22年度から23年度の短期2箇年で迅速に着手します。

また、他府県や防災関係機関との相互調整が必要なもの、大きな予算措置が必要なものなどについては中長期的視野に立ち、着実・確実に実践していきます。

なお、アクションプログラムの取組については、平成26年度に改めて課題と問題点について点検・見直しを行い、平成27年度以降も必要な取組を継続して実施していきます。

6. 数値目標

アクションプログラムの実効性を確保するには、常にその進捗状況を把握することが必要であり、その検証を着実かつ的確に行うため、30の施策項目に対する210の具体的なアクション項目ごとに担当部局を明示し、可能な限り数値目標を設定します。「県民しあわせプラン第2次戦略計画」「第2次三重地震対策アクションプログラム」に関連した取組は平成22年度の目標値とし、平成23年度から26年度の数値目標については、「県民しあわせプラン次期戦略計画」「第3次三重地震対策アクションプログラム」の策定とあわせ、平成22年度に設定します。

国・地方を通じた財政収支の見通しは、大変厳しい状況にあるものの、毎年度の予算編成においては、この数値目標の実現に向けて、最大限の配慮をしていきます。

7. 推進体制

「三重風水害等対策アクションプログラム」は、「三重県防災会議」に設置された「三重風水害等対策アクションプログラム検討専門部会」において検討され、三重県が策定しました。

「三重県防災対策会議」において進捗を管理し、計画的に推進するとともに、「三重県市町等防災対策連絡会議」において市町及び消防本部と、「三重県防災事業推進懇話会」において学識経験者、産業界、自主防災組織、防災ボランティアなどの多様な主体と協議しながら進めていきます。

なお、進捗状況については、毎年度公表し、「三重県防災会議」にも報告します。

①「三重県防災会議」の構成

会長：知事

委員：指定地方行政機関*の長、陸上自衛隊第33普通科連隊長、教育長、警察本部長、副知事、防災危機管理部長、県土整備部長、県内市町の首長の代表（市長会会長、町村会会長）、三重県消防長会会長、指定公共機関*の長、指定地方公共機関*の長

②「三重県防災対策会議」の構成

知事、副知事及び各部局長並びに各県民センター所長など

③「三重県市町等防災対策連絡会議」の構成

三重県防災危機管理部防災対策室長、地震対策室長、各県民センター県民防災室長、市町防災主管課長・室長及び消防本部災害担当課長など

④「三重県防災事業推進懇話会」の構成

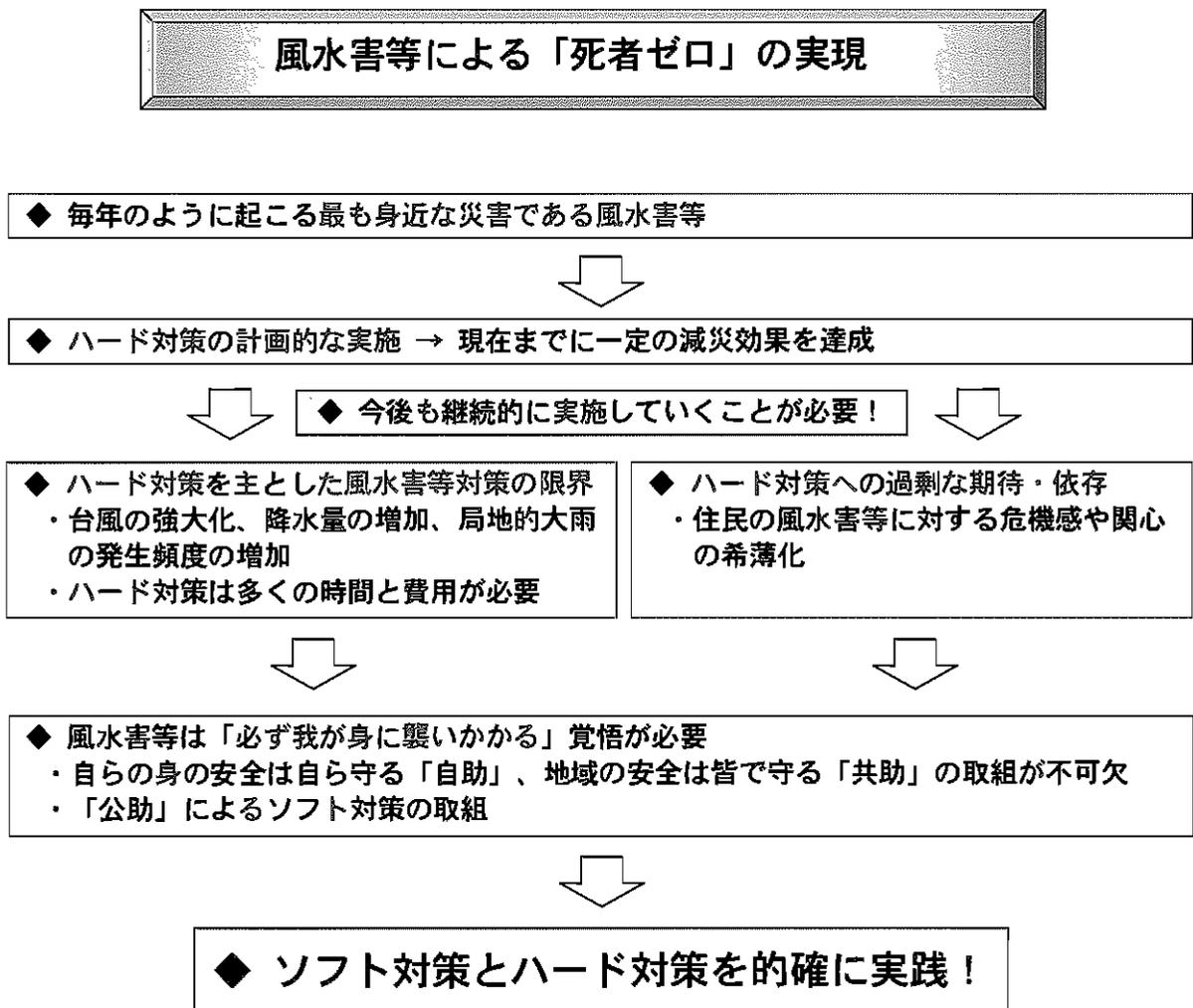
学識経験者、産業界、自主防災組織、防災ボランティアなど

※ 詳細については、「資料編 第5 用語解説集」に記載しています

第3 三重風水害等対策アクションプログラムの目標と施策の体系

1. 目標

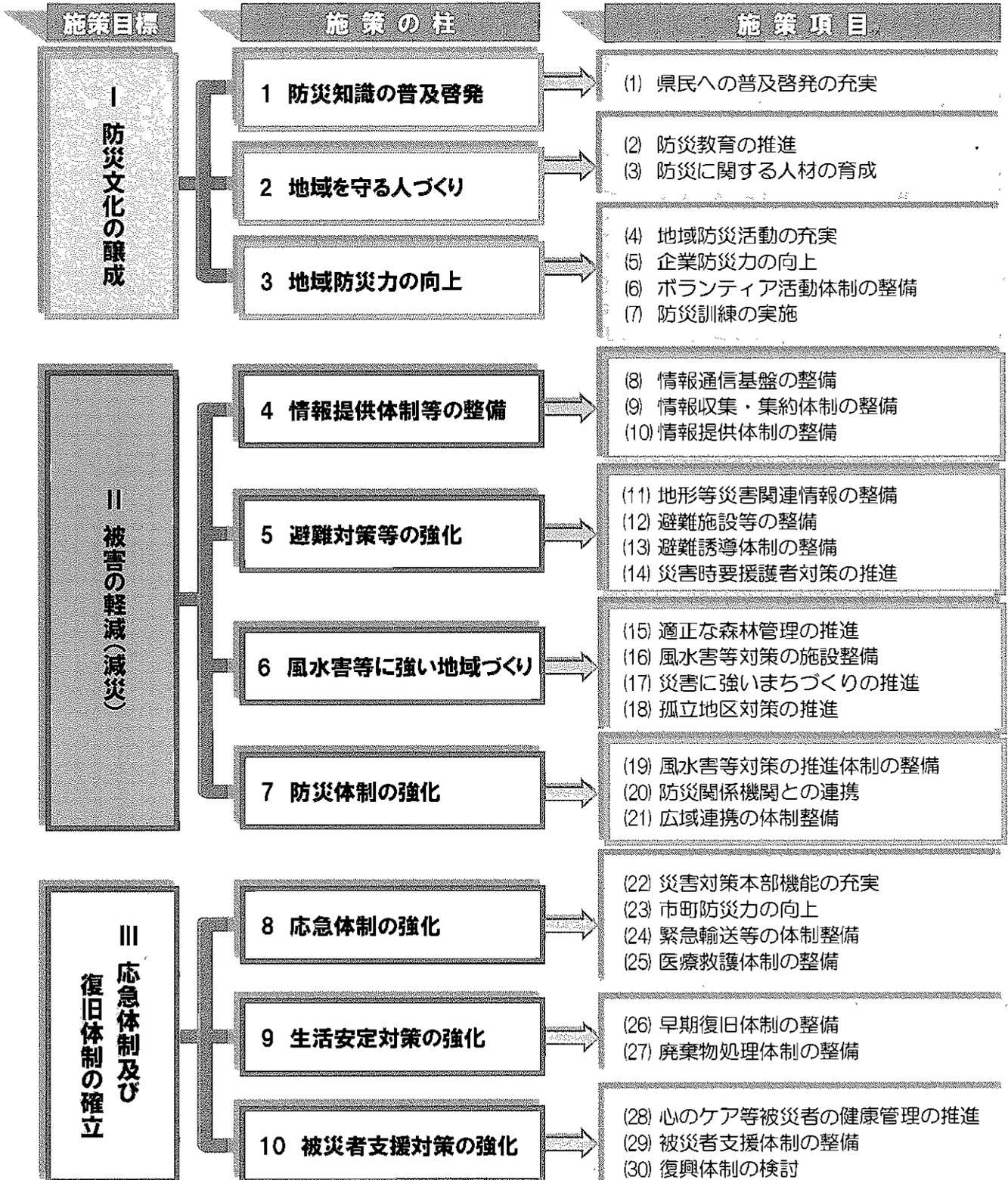
減災目標の考え方は図7のとおりです。ハード対策を継続して実施することに加えて、過去の災害の教訓を活かしたソフト対策を実施し、「自助」「共助」の取組が効果的かつ効率的に行われることにより、局地的大雨などによる洪水災害、土砂災害、高潮災害その他の風水害等からも死者を出さないことは実現可能であると考えています。このため、減災目標は「風水害等による死者ゼロ」を目指します。



【図7 三重風水害等対策アクションプログラムの減災目標の考え方】

2. 施策の体系

三重風水害等対策アクションプログラムの施策体系は、図8のとおりです。災害に強い県土づくりを実現するため、「Ⅰ 防災文化の醸成」、「Ⅱ 被害の軽減（減災）」、「Ⅲ 応急体制及び復旧体制の確立」を施策目標として掲げ、対応する10の「施策の柱」と30の「施策項目」を体系づけて、対策を推進していきます。



【図8 三重風水害等対策アクションプログラムの施策体系】

(1) 施策目標

① 防災文化の醸成

減災目標である「死者ゼロ」を実現していくためには、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の取組が重要であり、「県民一人ひとりの防災力」「地域の防災力」を高める取組が、自立・持続的に実施される必要があります。

このため、正しい防災知識の普及や次世代への防災教育、専門的な知識を持った人材の育成を推進していきます。

また、事業者の地域防災活動への参加促進、防災ボランティア活動の支援のほか、各主体が連携した訓練などを実施していきます。

② 被害の軽減（減災）

風水害等は、地震災害と異なり、雨の降り始めから災害が発生するまでの時間や、台風が接近するまでの時間を有効に活用することが極めて重要です。

このため、情報通信基盤の整備や、迅速かつ的確な情報収集・集約体制及び情報提供体制の強化を行うとともに、地形等災害関連情報や避難路・避難施設、避難誘導體制の整備、災害時要援護者対策を推進していきます。

また、甚大な被害をもたらさないよう、河川、砂防、海岸などの施設を着実に整備するとともに、孤立する可能性がある地区への対策を講じるほか、防災関係機関の連携強化などを推進していきます。

③ 応急体制及び復旧体制の確立

風水害等が発生した場合に被害を最小限に抑えるためには、行政などの初動対応が極めて重要であるとともに、被災後のライフラインを早期に復旧するなど住民生活を早期に安定させる対策を講じる必要があります。

このため、県災害対策本部機能の強化や市町防災力の向上を図るとともに、輸送体制の確保、医療救護体制の強化を推進していきます。

また、ライフラインなどの早期復旧のための体制整備を進めるほか、被災者の健康管理体制の整備など、被災者支援対策を推進していきます。

(2) 施策の柱

施策目標	防災文化の醸成
------	---------

● 施策の柱 1：【防災知識の普及啓発】

「平成 21 年度 防災に関する県民意識調査」では、風水害等について「非常に関心がある」「多少関心がある」との回答は合わせて 81.3%ですが、一方防災対策における役割分担について、「住民が中心となるべき」「どちらかといえば住民が中心となるべき」との回答は 32.7%となっています。

風水害等が発生したときには、安全な場所に避難するなど、まず自らの身は自ら守る「自助」の取組を行っていただくことが重要であり、正しい防災知識の普及と、防災意識の向上に取り組んでいきます。

● 施策の柱 2：【地域を守る人づくり】

風水害等が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、県民一人ひとりや地域による「自助」「共助」の取組が不可欠です。

自らの災害対応力を高めるとともに、家庭や地域における自主的な防災活動の活性化につなげていくため、次世代を担う児童・生徒に防災教育を実施していきます。

また、地域の防災力を高めるため、防災に関する専門知識や高い意識を持ったリーダーの育成に取り組んでいきます。

● 施策の柱 3：【地域防災力の向上】

風水害等に強い地域づくりを進めるためには、住民が地域の気象条件や地理的条件を理解し、地域特性にあった防災活動を行うことが重要です。

地域住民自ら危険箇所の点検や防災マップを作成し、これに基づいた防災訓練を実践するなど地域防災活動の活性化を支援していきます。

また、地域防災力の担い手として期待される事業者の防災訓練の実施や地域防災活動への参加などを促進するほか、災害時に重要な役割を担う防災ボランティアの活動を支援するとともに、住民・地域・行政などが連携した防災訓練を実施し、地域の災害対応力を向上していきます。

施策目標	II 被害の軽減（減災）
------	--------------

● 施策の柱 4：【情報提供体制等の整備】

風水害等に備え、適切なタイミングで避難に有益な情報や避難勧告などを発表し、住民の避難行動につなげることが重要です。

河川・海岸・気象の情報や災害情報などを迅速かつ的確に提供するため、情報通信基盤、情報収集・集約体制、情報提供体制を充実・強化していきます。

● 施策の柱 5：【避難対策等の強化】

風水害等による人的被害を軽減（減災）するには、迅速かつ適切な避難が不可欠です。

適切な避難を行うために、地形等災害関連情報を整備するとともに、地域特性や災害特性を考慮した、避難路・避難施設、避難誘導體制の整備を推進していきます。

また、避難や情報収集に支援を要する災害時要援護者対策を推進していきます。

● 施策の柱 6：【風水害等に強い地域づくり】

三重県内には、河川のはん濫の危険性が高い地域、土砂災害が発生する危険性が高い地域、高潮による災害が発生する可能性がある地域、災害により孤立する可能性がある地域など、地域によって様々な特性があります。

風水害等による被害を軽減（減災）するために、森林の管理や河川、砂防、海岸の施設整備などを実施していきます。

また、土砂災害などにより孤立する可能性がある地域に対して、情報通信手段や救援方法を確保するなど、対策を促進していきます。

● 施策の柱 7：【防災体制の強化】

災害に強い地域づくりを実現するためには、風水害等対策を効率的かつ効果的に推進していくことが必要であり、各種取組を計画的に進行管理するとともに、推進体制を強化していきます。

また、県、市町、電力・ガス・電話などのライフライン関係機関や、気象台などの防災関係機関と連携し、防災体制を強化するとともに、近隣府県と締結している協定内容の充実を図り、広域連携の体制を強化していきます。

施策目標	Ⅲ 応急体制及び復旧体制の確立
------	-----------------

● 施策の柱 8：【応急体制の強化】

大規模な災害が発生した場合、災害対策の中核機能を担う災害対策本部の活動が有機的に機能するように、防災関係機関の連携強化や各種設備の整備を推進していきます。

また、被害を最小限に抑えるためには、減災に向けた市町の初動対応が極めて重要であり、市町防災力の向上を支援していくほか、緊急輸送などの体制や医療救護体制を整備していきます。

● 施策の柱 9：【生活安定対策の強化】

水道施設などのライフラインは、住民生活に密接に関係するものであり、災害により甚大な被害を受けた場合、速やかに復旧を進める必要があるため、関係機関との連携体制を強化するなど、早期復旧体制を整備していきます。

また、災害廃棄物の発生により、被災地の円滑な復旧に支障をきたすおそれがあることから、廃棄物処理体制の整備を推進していきます。

● 施策の柱 10：【被災者支援対策の強化】

長期の避難生活や災害によるショック、将来の生活再建の不安などから、病気の発症や精神的ダメージを受ける場合があります。心のケアなど被災者の健康管理体制を整備していきます。

また、生活基盤に著しい被害を受けた被災者などに対して、救援・生活支援を迅速に行える支援体制を整備していくほか、風水害等に係る復興マニュアルの作成を検討していきます。

なお、施策の柱ごとの「自助」「共助」「公助」の取組事例は、表 7 及び表 8 のとおりです。

「自助」・・・地域住民が、自ら行う防災活動について、例示しています。

「共助」・・・自主防災組織や事業者などが、地域で行う防災活動について、例示しています。

「公助」・・・主に、県が担う取組について、例示しています。

【表7 「自助」「共助」「公助」別の主な取組事例（災害予防対策）】

	自助	共助	公助	
I 防災文化の醸成	1 防災知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災に関する知識の習得、防災情報の収集を行う ○ 徒歩などによる帰宅経路の確認、家族・隣人などとの連絡方法の確認を行う ○ 飲料水・食料・医薬品の備蓄を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織などは、地域で防災に関する知識の普及活動を行う ○ 事業者は、地域の訓練へ参加するとともに、事業所内での防災訓練を行う ○ 自主防災組織などは、市町の防災マップ作成に参画する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校及び地域社会における防災教育の充実を図る ○ 防災活動に関する広報活動を積極的に行う ○ 市町の住民啓発を支援する
	2 地域を守る人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県や市町が行う防災研修や講演会などに参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織などは、地域で防災に関する知識や教訓を次世代に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災活動の中心的役割を担う者を育成する ○ 防災教育・研修を推進する
	3 地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練、避難訓練に参加する ○ タウンウォッチングなどを行い、防災マップを作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織を結成し、積極的に活動に参画する ○ 自主防災組織は、住民に対して防災訓練を行うとともに、関係機関が行う防災訓練などに積極的に参加する ○ 事業者は、事業継続計画（BCP）などを作成し、災害に備える ○ 事業者は、地域の災害予防活動に参画する ○ 事業者は、従業員に防災教育を実施し、防災訓練などへの参加の機会を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織が活発に活動を行えるよう、市町と連携して必要な支援に努める ○ 県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアなどが参加した防災訓練を行う ○ 職員の防災訓練などを行い、防災対策に関する職務の習熟と防災意識のより一層の向上を図る ○ 事業者の事業継続計画（BCP）作成を支援する ○ 防災ボランティアなどの活動が円滑に行えるよう環境を整備し、積極的な参加を促す ○ ライフライン施設の管理者などは、災害に対する安全性を確保するため必要な対策を実施する
II 被害の軽減（減災）	4 情報提供体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川水位や雨量情報などの情報を収集するためラジオ、テレビ、インターネットなどの情報収集手段を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織などは、住民への情報伝達体制を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集及び伝達の体制を整備する ○ ホームページやメール配信サービスにより、気象情報などを提供する ○ 災害記録のデータベース化（蓄積）を行う
	5 避難対策等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路上の危険な箇所を把握する ○ 家庭及び地域で避難場所、避難経路、避難方法を話し合う ○ 災害時要援護者は、情報収集又は避難の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供しよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織などは、地形等災害関連情報、避難場所、避難経路、避難方法を掲載した地図を作成し、その内容や活用方法を周知する ○ 自主防災組織などは、災害時要援護者の情報収集及び避難の支援を行うための体制を整備する ○ 自主防災組織などは、災害時要援護者の避難誘導を円滑に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地形等災害関連情報及び避難に関する情報を収集し適切に提供する ○ 災害などに関する情報を掲載した地図を作成し、住民にその内容や活用方法を周知する ○ 避難場所、避難経路、避難方法などを定めた避難計画を策定する ○ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定する ○ 屋内避難なども考慮に入れた避難方法の確立を促進する ○ 災害時要援護者の把握・支援を行うための体制を整備する ○ 在住外国人のための防災研修を行う
	6 風水害等に強い地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の所有者や管理者は、適正に森林を管理する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物または広告物などの所有者や管理者は、広告板など落下すると危険なものについて、日頃から必要に応じ点検や改修を行う ○ 文化財の所有者や管理者は、災害に対する安全性を確保するために必要な措置などを行う ○ 自主防災組織などは、地域の孤立に備え、通信手段を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防、防潮堤、水門などの治水施設・土砂災害対策施設の整備及び適正な維持管理を行う ○ 土木施設の整備及び適正な維持管理を行う ○ 落下危険物などの実態を調査し、災害に対する安全性の確保について啓発する ○ 孤立地区の発生に備え、物資の備蓄や住民を輸送する手段の確保などに努める

		自 助	共 助	公 助
Ⅲ 応急体制及び復旧体制の確立	7 防災体制の強化		○ 自主防災組織などは、県や市町や防災関係機関と連携して、災害に備える	○ 防災関係機関と連携して防災情報の連絡体制を整備する ○ 近隣府県と連携して、広域的訓練を行う ○ 防災専門研修、派遣研修を推進する ○ 防災上重要な建築物の災害に対する安全性を確保するため必要な対策を実施する ○ 他の地方公共団体、事業者などとの協定の締結を進める
	8 応急体制の強化	○ 医薬品などの備蓄状況を確認し、必要に応じて補充する	○ 自主防災組織などは、応急対策に必要な物資及び資機材を備蓄、整備、点検する ○ 自主防災組織などは、応急手当訓練を実施する ○ 事業者は、顧客や従業員など事業所内の人の生命及び身体の安全性を確保する対策を準備する ○ 事業者は、施設及び設備の安全性を確保し、飲料水、食料、医薬品、応急措置に必要な資機材を備蓄する	○ 応急対策に必要な資機材などを計画的に備蓄、整備する ○ 道路の応急復旧の実施に関して必要な事項を定める ○ 緊急輸送道路を指定、整備し、路線名及び区間を周知する ○ 広域的な医療及び救護体制を整備する ○ 医療に関する情報の収集及び伝達の整備、救護所の設置場所の選定など医療及び救護体制を整備する ○ 市町の防災専門組織などの設置を促進する
	9 生活安定対策の強化		○ 自主防災組織などは、ライフラインの途絶を想定した訓練に参加する	○ ライフライン施設の所有者などとの連絡・協力体制を充実する ○ 水道被害を想定した訓練を市町と連携して行う ○ ライフラインの事業者などは、その施設や設備について安全性を確保するため必要な対策を実施する
	10 被災者支援対策の強化	○ 生活支援制度の説明会に参加する	○ 自主防災組織などは、地域の民生委員などと連携し、被災者の支援体制を検討する	○ 心のケアや病気予防のための健康診断実施体制を整備する ○ 被災者の支援制度を周知する

【表8 「自助」「共助」「公助」別の主な取組事例（災害応急対策・災害復旧対策）】

		自 助	共 助	公 助
Ⅰ 防災文化の醸成	1 防災知識の普及啓発	○ 浸水のおそれのある区域では自動車をできるだけ安全な場所に移動する ○ 倒壊などのおそれのある危険な建築物などから速やかに避難する		
	2 地域を守る人づくり		○ 自主防災組織などは、住民に速やかに適切な方法により、危険を知らせる	○ 被災宅地危険度判定士などを養成する
	3 地域防災力の向上		○ 事業者は、帰宅困難者に対する避難の支援、円滑な帰宅のための情報の提供に努める ○ 自主防災組織などは、救助活動、消防・救急活動を行う ○ 自主防災組織などは、水防活動に協力する	○ ボランティアの受入体制を整備する ○ 被災地に効率的にボランティアを派遣できる体制を整備する

	自助	共助	公助	
II 被害の軽減(減災)	4 情報提供体制等の整備	○ ラジオ、テレビ、インターネットなどを活用して防災情報を収集する	○ 自主防災組織などは、地域住民の安否、被害状況などに関する情報を収集、伝達する	
	5 避難対策等の強化	○ 気象警報などの発表があった場合には、安全な場所に避難する ○ 必要と判断したときは、自主的に避難し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発表があった場合には、速やかに安全な場所に避難する	○ 自主防災組織などは、避難所の開設に協力する ○ 自主防災組織などは、地域の災害時要援護者の支援を行う ○ 自主防災組織などは、地域内で避難の呼びかけや避難誘導を行う ○ 事業者は、避難の支援、円滑な帰宅のための情報提供などを実施する	○ 被害情報などを収集、伝達する体制を速やかに整え、必要な情報を提供する ○ 水防警報、避難判断水位情報、土砂災害警戒情報などを発表する ○ 市町は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発表する
	6 風水害等に強い地域づくり		○ 危険建築物などの所有者は当該建築物が危険である旨を表示する	○ 住民の円滑な避難のために必要な体制を速やかに確立する ○ 市町は避難所における相談窓口の設置及び災害時要援護者などに配慮した避難所の運営を行う ○ 帰宅困難者の円滑な帰宅のため必要な対策を実施する ○ 旅行者などへの避難場所・避難所の周知を図る
	7 防災体制の強化			○ 孤立地区の救助、救援対策を、市町や防災関係機関と連携して実施する
III 応急体制及び復旧体制の確立	8 応急体制の強化	○ 近隣住民と互いに連携して災害応急活動を行う	○ 事業者は、顧客や従業員など事業所内の人の生命や身体の安全を守る ○ 自主防災組織などは、県、市町や防災関係機関と連携して、災害応急活動を行う ○ 自主防災組織などは、ボランティアの救援活動などに協力する	○ 災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する ○ 緊急通行車両などの円滑な通行を確保するため防災関係機関などと必要な調整を行う ○ 消防・救急活動、救助活動、医療・救護活動を行う ○ 水防団、消防機関への出動要請を行う
	9 生活安定対策の強化	○ 自らの生活を早期に再生する ○ 廃棄物の抑制に努める	○ 自主防災組織などは、県、市町及び防災関係機関が実施する災害の復旧対策に協力する	○ 生活に不可欠な施設の所有者等は応急対策などに相互に協力する ○ 廃棄物処理対策を実施する ○ 地域防災計画などに基づき、被災者の視点に立ち、迅速かつ的確な地域の復旧に努める ○ 被災状況を速やかに把握し、復旧工事に備えて応急措置を実施する
	10 被災者支援対策の強化		○ 自主防災組織などは、医療救護活動に協力する ○ 自主防災組織などは、県、市町などと連携して地域経済の復興に貢献する	○ 市町と連携して食中毒の発生防止などの公衆衛生を確保する ○ 被災者の健康管理体制や食品衛生管理体制を速やかに確立する ○ 心のケアや傷病への対応のため医師及び保健師などを被災地へ派遣し、相談窓口を設置する ○ 市町と連携し、応急仮設住宅を供与する ○ 大規模な災害が発生した場合に必要な応じ、復興計画を策定し、対策を実施する